

2023.03.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 12 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<情報開示>

○サステナビリティ情報の有報開示、23 年 3 月期からの義務化が確定

（参考情報：2023 年 1 月 31 日 金融庁 HP：

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>）

政府は 1 月 31 日、有価証券報告書（以下「有報」）でのサステナビリティ情報記載義務化を含む改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」を公布、即日施行した。2023 年 3 月期の有報からのサステナビリティ情報記載義務化が確定した。

改正府令で、有報に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設。サステナビリティ全般に係る取組みについて「ガバナンス」「リスク管理」が必須記載事項になる。一方、「戦略」「指標及び目標」は、「各企業が重要性を判断して」記載するか決める。記載しない場合は、根拠の記載が求められる。ただし、人的資本や多様性の開示では、「戦略」「指標及び目標」で人材育成や社内環境整備の方針や目標などの記載が必須。これら四つの項目は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みを踏襲した格好。サステナビリティに関連する将来の情報については、一般的に合理的と考えられる説明であれば記載と異なる結果が生じても直ちに虚偽記載の責任を問わないなど、開示企業への配慮が設けられた。

金融庁は施行と同時に「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表した。サステナビリティ情報に関しては、気候変動について TCFD 提言に沿った開示や財務情報とのコネクティビティ、人的資本と多様性では自社の独自性と指標の比較可能性の両立、目標設定と企業理念の結び付きの説明などがポイントに挙げられている。また、先行事例には個別のコメントが付されている。新制度に対応するためのヒントを得られそうだ。

改正府令は、22 年 6 月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（WG 報告）の提言に基づく内容。同年 11 月に同提言を踏まえた改正案の公開後、パブリックコメントの意見などを一部反映した。

<情報開示>

○「記述情報の開示の好事例集 2022」において「事業等のリスク」の開示例を公開

（2023 年 1 月 31 日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>）

金融庁は 1 月 31 日、有価証券報告書における「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表した。本事例集は、投資家や企業担当者との勉強会を通じてまとめられたものであり、記載項目「事業の状況」の内容を中心に、どのような開示が投資判断に有用かの示唆を提供している。そのうち「事業等のリスク」については、9 社（2021 年度版*は 16 社）分の開示例が、投資家・アナリストの期待するポイントとともに取り上げられている。

「事業等のリスク」の好事例 9 社には、情報の内容に関わらず、具体的または平易に記載された箇所が評価（金融庁がポイントとして言及）されているという共通点がある。これまでも金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言や金融庁の解説動画**等で、具体的でわかりやすい内容の開示を求めるメッセージは繰り返されている。自社内では当たり前、周知の事実であるからと適切な説明を怠っていないか、多くの企業が振り返る余地があるかもしれない。

また、もう一つの共通点として、好事例 9 社のほぼすべてが、自社にとっての重要リスクについて、どのような理由で数多くのリスクから特定したか、リスクアセスメント（リスクの洗い出し・分析・評価）のプロセスや中期経営計画・マテリアリティ等と関連付けた考え方などを示している。さらに、いくつかの企業は重要リスクへの対応方針または実際の対応策も詳しく説明している。業績や事業計画に多大な影響を与えうる重要リスクは、投資家等の判断にも大きな影響を与える情報であり、その特定から実際の対応策まで網羅して開示できると理想的である。

その他に注目すべき要素として、9 社の過半数がリスクマネジメントの体制を説明している点が挙げられる。重要リスクを審議・承認する会議体、部門間の役割分担や責任が明確になっており、全社的なリスクアセスメントやリスクへの対策など具体的な取り組みが着実に推進されていることを裏付けているといえる。このようにリスクマネジメントの全体像の理解に資する情報も、投資家の安心ひいては企業への信頼に繋がるものであり、積極的な開示が求められる。

* 本紙 2022 年第 1 号（4/1 発行）で、同事例集 2021 年度版の「事業等のリスク」等について投資家・アナリストが期待するポイントを紹介している。https://www.irric.co.jp/risk_info/csr_erm/esg2022_01.php

** 金融庁は、令和 3 年度より有価証券報告書の主要項目の開示上のポイントを解説する動画を配信している。<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210416.html>

<情報開示>

○JPX、TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査結果を公表

（参考情報：2023 年 1 月 20 日付 株式会社日本取引所グループ HP：

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0090/20230120-01.html>）

2023 年 1 月 20 日、株式会社日本取引所グループ（以下、JPX）は、JPX 日経インデックス 400 構成銘柄を対象に実施した「TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査」の報告書を公表した。

JPX は 2021 年に TCFD 賛同上場会社 259 社（2021 年 3 月末時点）を対象とした調査を実施していたが、今回の調査では対象を JPX 日経インデックス 400 構成銘柄に拡大し、TCFD 提言の開示推奨 11 項目の開示状況について、項目別、企業の属性（規模・業種）別に実態を示した。

本調査では、各調査項目で企業における対応の二極化が明らかになった。開示項目数の分布を見ると、「11 項目すべてを開示している企業」と「すべての項目を開示していない企業」が全体の上位を占めている。また項目別の開示状況では、開示割合が高い項目は前年度の調査と同様に「リスクと機会」、「取締役会による監視体制」、「スコープ 1、2 の排出量」であり、低い項目は「シナリオ分析」、「統合的リスク管理」であった。さらに業種別の比較では、製造業全般、建設・不動産業、銀行業は開示が進んでいるのに対して、小売業、サービス業、その他金融業では開示が遅れていることがわかる。

企業は本調査結果から同業種の開示傾向を把握し、開示情報の質と量の充実化の参考とすることができる。一方で一定数の企業は、気候変動に関するリスクや機会の評価やそれに基づく戦略・目標策定の段階はほぼ完了し、具体的な取り組みを着実に実行する段階に移行しつつある。単に情報開示のための取り組みにならないように注意することが望まれる。

<脱炭素>

○経産省が温室効果ガス排出可視化で指針案、他社比較時にルール作成求める

(2023年1月31日付 経産省 HP :

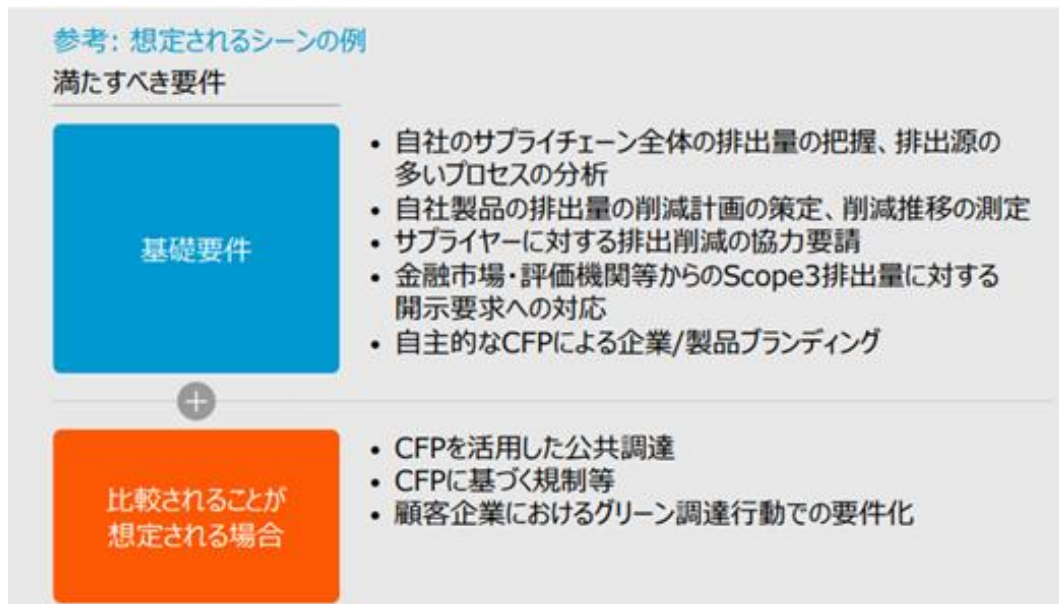
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/004.html)

経済産業省は1月31日、企業などが温室効果ガス（GHG）排出量算定・可視化するためカーボンフットプリント（CFP）の算定のガイドライン案を公表した。同算定のために旧来依拠するISO14067（温室効果ガス—製品のカーボンフットプリント—算定のための要求事項及び指針）などの国際的基準の規定について、解説・解釈や不明確な部分の補足などが目的。また、他社製品との比較を目的に CFP を算定する際の「製品別算定ルール」の作成を求めている。

ガイドライン案は3部構成。特に、第2部で、算定の具体的な指針を四つのステップ（算定方針の検討、算定範囲の設定、CFPの算定、検証・報告）に整理。ISO14067の規定に基づきながら、各ステップの取り組みごとに、「要求事項」「目指す姿や問題意識」「要求事項の具体的な実施方法」の三つの要素で構成する。

ガイドライン案では、CFPの算定結果の利活用の用途に応じて、「正確性」と「客観性」の二つの側面を考え方を整理。特に、客観性の観点では、他社製品と比較される場合は、より高い客観性が必要との考えに立つ。そこで、算定のための要件を、すべての場合に必須の「基礎要件」と他社比較する場合の追加的要件の二つの階層で構成する。具体的には、前者は、自社内管理を目的にした排出量や排出源の把握や投資家や金融機関などへの個別報告等を想定。後者は、公共調達や納品先によるグリーン調達への対応などを想定する。

<基礎要件と追加要件の適用例>



出典：「カーボンフットプリント ガイドライン案 第2部 CFPに関する取組指針*」

他社製品との比較を想定した算定時には、「製品別算定ルール」の使用を必須要件に挙げる。同ルールが既存の場合はそれを使用する前提だが、ない場合は新規作成も可能。新規作成には、利害関係者との協議・合意が必要とされ、業界団体や企業コンソーシアムなどによる作成が順当であろう。製品別算定ルールの作成のほか、追加的要件の内容がステップに応じて指定されている。他社製品との比較時の主な追加的要件は以下のとおり。

ステップ	項目	追加的要件
1. 算定方針の決定	製品別算定ルールの利用	他社比較時のルールの使用
2. 算定範囲の設定	算定単位	ルール規定の算定単位の使用
	リユース・リサイクル	ルール規定の配分方法の適用、バウンダリーの設定
3. CFP の算定	データ収集	1 次データ：収集範囲の規定。基礎情報、バウンダリー、収集方法の添付 2 次データ：情報源・データベースの指定
	再エネ証明書	ルール規定の再エネ証明書の使用
4. 検証・報告	検証の可否及び主体 (内部検証／第三者認証)	CFP 情報利用者が提示する検証要件の配慮
	第三者検証における検証者の要件	第三者への検証依頼
	検証実施上の留意事項	検証者への 1 次データ情報の提供

出典：「カーボンフットプリント ガイドライン案 第 2 部 CFP に関する取組指針*」
記載内容をもとに弊社にて作成

* 経済産業省「カーボンフットプリント ガイドライン案 第 2 部 CFP に関する取組指針」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_footprint/pdf/004_06_02.pdf

<人権>

○ウイグル強制労働関与で米当局輸入差し止め 1592 件、全体の 4 割占める

(2023 年 1 月 30 日付 米国税関・国境警備 HP <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-highlights-top-2022-accomplishments> ほか)

米国税関・国境警備局 (CBP) は 1 月 30 日、ウイグル強制労働防止法 (UFLPA) が 2022 年 6 月に施行されてから 9 月までの 4 か月間に、同法に基づく輸入差し止めが 1592 件 (総額約 5 億ドル相当) に上ったと公表した。同期間の強制労働の疑いによる輸入差し止め全体は 3605 件 (総額約 8 億ドル超相当) で、新疆ウイグル関連はそのうちの 4 割を占めた。

UFLPA は、中国の新疆ウイグル自治区で生産された部品・原材料を用いた製品の輸入を原則禁止する。さらに、同法の施行以降 米国は、強制労働をはじめとした人権侵害が生産過程で疑われる製品の規制強化を続けている。例えば、23 年 3 月に輸入製品の通関時に製造業者等の郵便番号入力を義務付けるシステムを導入し、入力時に警告メッセージが出た場合は、企業が反証できない限り、その製品を輸入することはできなくなる。加えて、強制労働があった場合の輸入禁止措置は、新疆ウイグル自治区以外の国・地域からの原材料や部品なども対象になる。企業は「原材料や部品含め強制労働による製造ではない」ことの立証が必要だ。そのためには、原材料の産地や調達経路の精査とともに、サプライチェーンで強制労働が生じていないことを確認するための「人権デューデリジェンス」の実施が不可欠となる。

一方、UFLPA に基づき輸入が差し止められた製品の約半数は太陽光パネル関連という。これにより米国での太陽光発電導入量が前年比 23%減となる見通しで、太陽光発電の建設計画見直しなど脱炭素化への影響が懸念される。

<サイバー>

○「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（案）」について

（参考情報：2022年12月26日付 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）HP

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/kihon-2/pubcom-guidance2022.html>）

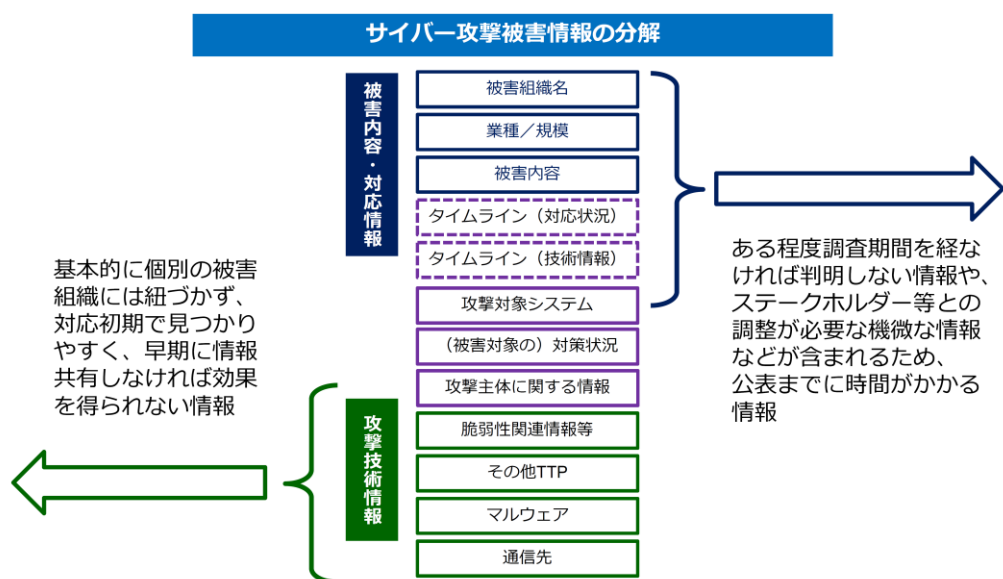
内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）および政令指定法人 JPCERT コーディネーションセンターが事務局として運営する「サイバーセキュリティ協議会」は、2022年5月に「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会」を設置し、2022年12月26日に「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（案）」（以下「本ガイダンス（案）」という。）を公表。2023年1月31日に意見募集を終え、正式公開を控えている。

サイバー攻撃の手法は高度化しており、攻撃を受けた組織（以下「被害組織」という。）が単独で攻撃の全容を解明することは困難になっているなか、被害組織とサイバーセキュリティ専門組織などの情報共有は、被害組織にとっても社会全体にとっても、非常に有益である。

しかしながら、被害組織にとっては、自組織のレピュテーション（風評）に影響しかねない情報共有には慎重であるケースも多い。この原因としては、被害組織が、サイバー攻撃被害に係る情報を外部に知られることで風評リスクなどが想定される「被害そのものを示す情報（以下、「被害内容・対応情報」という。）」と、そうではない「攻撃／攻撃者の活動を示す情報（以下、「攻撃技術情報」という。）」に仕分けることが出来ていないことにある。

「被害内容・対応情報」は、外部に知られることで風評リスクとなるものや、自社の過失に関する情報、第三者の不利益となる情報を含む場合があり、公表前に外部に伝わることを避ける傾向が強い。一方、「攻撃技術情報」は、被害組織に紐づくものはほとんどないため、外部に伝えても風評リスクは高くない。公表前の早いタイミングにおいて、被害組織が「攻撃技術情報」を切り分け、関係者間で共有することで、被害組織としては、インシデント対応に必要な情報を得ることができる上に、他の組織は、被害の未然防止のための情報を得ることが可能となる。

<被害内容・対応情報と攻撃技術情報の分離>



出典：サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（案）の概要*」より抜粋

かかる課題を解消すべく、本ガイドンス（案）は、情報共有・公開を行うにあたって「被害者保護」と「攻撃対処」の観点からサイバー攻撃被害に係る「被害内容・対応情報」と「攻撃技術情報」という性質の異なる二つの情報を切り離し適切に取り扱うためのポイントやそれらの情報をどのタイミングでどのような主体と共有することが適当なのか、またその際の「外部組織との連携」や「機微な情報への配慮」について解説している。また、本ガイドンス（案）は、具体的に業務に活用することを志向し、ケーススタディやFAQ形式で読みやすくまとめている。被害を認知した後に参考とするだけでなく、平時からのインシデント対応体制の整備や訓練にあたっても参考として活用されたい。

* サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドンス（案）の概要

[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/guidance\(draft\)_gaiyou.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/guidance(draft)_gaiyou.pdf)

<独占禁止法>

○「グリーン社会」の実現に向け、公取委が独占禁止法上の注意点を公表

（参考情報：2023年1月13日付 公正取引委員会 HP：

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment.html）

公正取引委員会は1月13日、2050年のカーボンニュートラル実現に向け事業者等が連携して行う取組を後押しすることを目的として「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（案）を公表した。その中で今後一層のグリーン社会の実現など社会公共目的のために実施される事業者等の行為に関する独占禁止法上の考え方を示している。

この考え方（案）は「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」の議論をまとめたもので、今後パブリックコメントを踏まえ正式に公表される予定となっている。

今回、本考え方（案）を定めた背景は次のとおり。

- ・グリーン社会の実現に向けて事業者等が様々な取組を模索する中で、独占禁止法の考え方が明確に示されていない場合、法への抵触をおそれ、事業者が取組を控えてしまう可能性があった。
- ・グリーン社会の実現に向けて、新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用・執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させる必要があった。

本背景を踏まえて、本考え方（案）では、次のとおり基本的な考え方を示した。

- ・グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持ち、温室効果ガスの削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるため、基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い。
- ・事業者等の取組が価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる。
- ・事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつ

つ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上の問題の有無について判断される。

また、上記の基本的な考え方を踏まえ、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組として想定される次の四つの行為に対し、「独占禁止法上問題とならない行為」「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示し、独占禁止法上の問題についての判断枠組みや判断要素を説明している。

- ①自主基準の設定、共同研究開発等、競争者間で実施され、不当な取引制限等の観点から検討を要する「共同の取組」にあたる行為
- ②取引先選定に係る基準の設定等が、サプライチェーンにおいて実施され、不公正な取引方法又は私的独占の観点から検討を要する「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」にあたる行為
- ③②の行為のうち「優越的地位の濫用」にあたる行為
- ④共同研究開発や事業活動の効率化の推進のために事業者間で株式を取得したり、共同出資会社を設立したりするなど、「企業結合」の観点から検討を要する行為

今回の考え方（案）について、公正取引委員会として「グリーン社会の実現に向けては、多種多様な取組が想定されるところ、本考え方は現時点で関連性が想定される独占禁止法上の行為類型をできる限り網羅」したとしているが、自社の業種・業態によって判断に苦慮する事態も想定される。

グリーン社会の実現に向けた取組であっても、独占禁止法に抵触する可能性があることを社内関係者に周知するとともに本考え方（案）で示された内容を正しく理解し、実践できるよう仕組み・ルール化していくことが期待される。そのうえで、当局への相談を要する事案の要件を明らかにし、相談窓口を効果的に活用する体制を整えておくことが望まれる。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部
interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）
kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）
sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）
interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）
CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。